

庁舎改築周辺整備事業推進委員の皆様へのお願い

●会議の出席にあたってのお願い

- ・庁舎改築周辺整備事業推進委員会（以下「本委員会」といいます。）の所掌事務は、庁舎改築周辺整備事業（以下「本事業」といいます。）に関することについて検討及び協議し、町長に意見を述べるものとなります。（委員会設置要綱第2条参照）
- ・本委員会の建付けは、町長の附属機関（※）ではなく、附属機関以外の委員会として設置しておりますが、本事業を推進していくにあたり、住民が参画する唯一の会議体となりますので、非常に責任のある立場であることを改めてご認識ください。
 - ※ 法令の定めにより町が設置する審議会等を指し、町が政策等を立案する際に専門家等に広く意見を聞き、様々な角度から議論するための諮問機関として設置されるもの
- ・本委員会で検討及び協議を進めていくにあたり、1回の会議時間は最大でも2時間以内としたいと考えております。
- ・会議における説明の時間をなるべく少なくし、検討及び協議の時間をなるべく多くとることができるよう、事前にご確認いただきたい資料（送付資料やHP掲載資料等）、は必ず読み込んだうえで会議に臨んでいただくようお願いいたします。（資料はできるだけ早く送付します。）

●見直しにあたっての前提条件

- ・本事業は、土屋町長の判断により令和5年2月に『一旦凍結をし、半年を目途に見直しを行う方針』を打ち出しましたが、凍結前までに検討してきたことの全てを見直すわけではありません。
- ・令和5年9月に『見直し方針』を打ち出したので、今後は『見直し方針』に基づいて見直しを行っていただきます。
- ・まずは『基本方針』の見直しから行っていただくこととなりますので、『基本方針』に対する『見直し方針』の該当箇所を次ページ以降に整理します。

| 庁舎建設及び周辺整備基本方針 (令和3年3月策定) | 庁舎改築周辺整備事業見直し方針 (令和5年9月策定) |
|--|---|
| 第1章 現庁舎の現状及び課題 ※P1～5 見直しなし | — |
| 第2章 新庁舎の基本理念と機能 ※P6～11 (3)利用者に寄り添う庁舎の「集約による利便性の高い庁舎」 | 2. 見直しにあたっての基本的な考え方 ※P6 ◆役場機能の集約化の見直し(各部署の配置の見直し) |
| 第3章 新庁舎の建設場所 ※P12 仮設庁舎の設置の可能性 | 見直しにあたっての検証パターン(2) ※P19 仮設庁舎の設置はなし |
| 第4章 庁舎周辺施設の整備 ※P13～14 2. 新中央公民館の基本理念と機能の「中央公民館の建て替えを第2期と捉え」 | 3. 新庁舎・公民館機能拡充施設の整備範囲 ※P8 ◆段階的整備から同時整備へ(新庁舎と公民館機能拡充施設を同時に整備することで生まれるコストの削減等) |
| 第5章 新庁舎・複合施設の整備範囲 ※P15 民有地含まず | 3. 新庁舎・公民館機能拡充施設の整備範囲 ※P8 ◆民有地についても整備範囲として拡張する可能性を含めて検討 |
| 第6章 新庁舎の規模 ※P16～21 集約による新庁舎の規模は概ね7,500㎡を想定 | 4. 新庁舎の規模 ※P9 ◆7500㎡(基本設計時)から6,000㎡程度へ見直し |
| 第7章 複合施設の規模 ※P22 概ね5,000㎡を想定 | 5. 公民館機能拡充施設の規模 ※P10 ◆概ね5,000㎡から精査 |
| 第8章 その他施設 ※P22 公用車用の駐車場は概ね50台を想定 | 6. その他の施設・設備 ※P11 ◆公用車駐車場の削減と見直し(役場機能の再配置に伴い50台分から削減) |
| 第9章 建築条件 ※P23 階数：3階以下 | はじめに～なぜ建て替えが必要なのか～ ※P2 ◆まちづくりの模範となる建物へ |

| | |
|--|---|
| <p>第10章 新庁舎・複合施設の建設事業費と財源</p> <p>※P24 1. 建設事業費（新庁舎の規模：7,500㎡ 概算コスト：37.5億円 建築単価：50万円）</p> | <p>4. 新庁舎の規模</p> <p>※P9 ◆7500㎡（基本設計時）から6,000㎡程度へ見直し（規模：6,000㎡ 概算コスト：38.5億円 建築単価：64.5万円）</p> |
| <p>第11章 事業手法</p> <p>※P25 見直しなし</p> | <p>—</p> |
| <p>第12章 事業スケジュール</p> <p>※P25～26 工事スケジュール（新庁舎（R7・8）、複合施設（R10・11））</p> | <p>9. 今後のスケジュール</p> <p>※P16 工事スケジュール（両施設（R8～））</p> |

●当面の課題と目標

- ・これから『見直し方針』に基づいて見直しを行っていただく訳ですが、見直しを始める前に、見直すための体制を整える必要があります。
- ・見直しにあたっては、町（行政）だけでは建築に関する知見やノウハウ等がなく、設計事業者の力を借りなければ本事業の遂行はできません。
- ・町としては、見直しを行っていくにあたり、これまでの設計事業者（㈱山下設計・三浦慎建築設計室設計共同体）との関わり（プロポーザルにおいて評価された提案力、基本計画・基本設計の策定から見直し方針に係る助言まで）を総合的に勘案して、引き続き同じ設計事業者と共に進めていく考えでいました。
- ・しかしながら、それで見直しになるのか等の意見を踏まえて、『これまでの設計事業者と共に見直していくこと』について住民との合意形成を図るため、一旦立ち止まることとしました。
- ・『これまでの設計事業者と共に見直していくこと』について、ご意見をいただくことが、本委員会の第1回から第3回までにおける当面の課題と目標となります。
- ・『これまでの設計事業者と共に見直していくこと』についての最終判断は、委員の皆様の見意見を基に町長が行います。
- ・本格的な見直しは、町長の最終判断以降に始めることとなります。

●今後の予定

- ・前ページで、『これまでの設計事業者と共に見直していくこと』についてご意見をいただくことを当面の課題と目標としておりますが、本委員会の本来の目的は、言うまでもなく、本事業について検討及び協議を行うことです。
- ・現段階の予定としては、第3回から本格的な見直しとしての検討及び協議を始めたいと考えております。

- ・第1回でも少し触れましたが、本委員会は、「庁舎建設計画見直し部会」及び「公民館機能拡充施設検討部会」といった2つの部会を置く建付けになっております。
- ・部会の構成は、「庁舎建設計画見直し部会」が学識経験者、町職員、公共的団体の役員又は職員（商工会・観光協会・社会福祉協議会・区長会）及び公募に応じた者となっており、「公民館機能拡充施設検討部会」が教育委員、社会教育委員、公募に応じた者及び町長が特に認める者（公民館分館連絡会）となっております。
- ・2月以降は各部会の開催やそれぞれの施設に関するワークショップ等を予定しております。

- ・本委員会は、必要に応じて開催する予定であり、本格的な見直しとしての第1のゴールは、6月中に予定する新たな『基本方針』の策定となります。